

総務教育常任委員会資料

(令和5年9月20日)

【件名】

- ・令和5年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について
(教育総務課)・・・2
- ・令和7年度県立高等学校の学科再編について
(高等学校課)・・・3
- ・「中山間地域高校魅力化フォーラム in 鳥取」及び「専門高校魅力発信フェア」の開催概要について
(高等学校課)・・・4
- ・企画展「勾玉の世界」の開催について
(博物館)・・・6
- ・令和5年度全国高等学校総合体育大会の結果について
(体育保健課)・・・7
- ・令和5年度全国中学校体育大会の結果について
(体育保健課)・・・9
- ・鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画の策定について
(体育保健課)・・・10
- ・一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(教育センター)・・・23

教育委員会

令和5年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について

令和5年9月20日
人事企画課
教育総務課
病院局総務課

今年度の本県の障がい者雇用率（6月1日現在・速報値）がまとまりましたので報告します。

記

1 本県の障がい者雇用率

【令和5年6月1日現在の雇用状況】

任命権者	障がい者雇用率	障がい者数（実数）
知事部局	3.48%	91人
教育委員会	2.77%	113人
病院局	2.73%	22人

法定雇用率2.6%（教育委員会2.5%）。なお、令和6年4月以降段階的に引上げとなる。
令和6年4月～：2.8%（教育委員会2.7%）、令和8年7月～：3.0%（教育委員会2.9%）
知事部局には企業局を含む。
本数値は速報値で、厚生労働省が12月頃に確定させ、翌年公表する。

<参考：障がい者雇用率の推移>

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 （速報値）	...	R6年度 計画目標値
知事部局	3.21%	3.25%	3.29%	3.32%	3.42%	3.48%		3.50%
教育委員会	2.55%	2.16%	2.42%	2.58%	2.74%	2.77%		2.50%
病院局	2.51%	2.52%	2.73%	2.63%	2.77%	2.73%		2.65%

法定雇用率の引上げを受け、今年度中に計画目標値の見直しを検討する。

2 本県における障がい者雇用推進に向けた取組

令和2年度に鳥取県障がい者活躍推進計画を策定し、この計画に基づき、障がいのある職員の職場定着のための「相談窓口の設置」や、障害者就業・生活支援センターなどの専門機関との課題認識の共有や連携のための「障がい者雇用推進チーム会議の開催」などに取り組んでいる。

<これまでの県の障がい者雇用促進のための取組>

開始時期	内容
平成6年度～	身体障がい者を対象とした正規職員採用試験を開始
平成20年度～	知的障がい者を対象とした非常勤職員採用試験を開始し、障がい者ワークセンターを設置
平成25年度～	非常勤職員採用試験において身体障がい者対象枠を新設
平成26年度～	ワークセンターの採用者に精神障がい者を対象に追加
平成28年度～	知的障がい者、精神障がい者を対象とした正規職員の採用試験を実施
令和2年度～	鳥取県障がい者活躍推進計画を策定（R2.4） ・障がい者雇用推進チーム会議の開催 ・障がいのある職員相談窓口の設置
令和5年度～	知的障がい者を対象とした正規職員の採用試験について、特別支援学校高等部（知的障がい）卒業生（見込み含む）であれば手帳の有無に関わらず受験できるよう、試験内容の見直しを実施

令和7年度県立高等学校の学科再編について

令和5年9月20日
高等学校課

令和7年度県立高等学校の学科再編について、報告します。

1 鳥取工業高等学校の学科再編について

学校名	令和6年度			令和7年度			変更理由
	大学科	小学科	募集生徒数	大学科	小学科	募集生徒数	
鳥取工業	工業	機械	38	工業	機械	152	<p>一年次に分野横断的な幅広い知識を学ぶことにより、物事をあらゆる角度から思考し、表現・創造しようとする姿勢や、多様な分野に対応できる柔軟性を身につけた上で、二年次から自分の適正や興味・関心に沿った分野を選択することでより専門性を高め、鳥取県の将来の地域を担うことのできる人材育成が図られるよう、小学科ごとの募集からくり募集へと変更する。</p> <p>また、技術の進化や産業界のニーズに対応し、情報電子分野に特化した教育内容を展開するため、「制御・情報科」を「情報工学科」に名称変更する。</p>
		電気	38		電気		
		制御・情報	38		情報工学		
		建設工学	38		建設工学		

2 智頭農林高等学校の学科再編について

学校名	令和6年度			令和7年度			変更理由
	大学科	小学科	募集生徒数	大学科	小学科	募集生徒数	
智頭農林	農業	ふるさと創造	68	農業	生産科学	68	<p>3つの小学科から2つの小学科へ再編することにより、県内唯一の林業専門高校として、より質の高い専門教育に取り組むとともに、地域と連携した学習の充実を図り、将来の地域の基幹産業及び地域社会を支える人材の育成を目指す。</p>
		森林科学			森林科学		
		生活環境					

「中山間地域高校魅力化フォーラム in 鳥取」及び「専門高校魅力発信フェア」の開催概要について

令和5年9月20日

高等学校課

1 「中山間地域高校魅力化フォーラム in 鳥取」について

特に生徒数の減少が進む中山間地域の高校について、魅力化にむけた地域、学校それぞれの役割を再確認し、学校と地域が互いに連携し、魅力と活力のある学校、地域づくりにつなげることを目指し、「中山間地域高校魅力化フォーラム」を開催しましたので、その概要を報告します。

(1) 開催目的

- ・特に生徒数の減少が進む中山間地域の高校について、魅力化に向けた地域、学校それぞれの役割を再確認し、地域全体での取組をさらに深める。
- ・学校と地域が互いに連携し、魅力と活力のある学校、地域づくりについて考える。
- ・県内外からの生徒が進学の選択肢とできるような魅力ある学校づくりにつなげる。

(2) 開催日時

令和5年9月3日(日) 13:30～15:30

(3) 開催場所

智頭町保健・医療・福祉センター「ほのぼの」ひだまりホール
(八頭郡智頭町大字智頭1875番地)

(4) 来場者数

102名(一般来場者、関係者・発表者等を含む)



(5) 実施内容

基調講演「高校と地域の協働による魅力ある教育・地域・未来づくり」

講師 岩本 悠(いわもと ゆう)氏 (一財)地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事

- ・生徒が好奇心を持ち、安心して積極的に地域課題の解決等に挑戦する探究的な学びを実現するには、学校や地域に、そのための「学びの土壌」、教員や保護者、地域の大人たちのあり方が重要であるということなどが提言された。

県内及び県外高校の取組発表

- ・岩美高校、智頭農林高校、日野高校における魅力化コーディネーター及び地域との協働による学び等の取組について発表が行われた。また、鳥根県立飯南高校における3名のコーディネーターによる生徒募集や探究学習等への関わり方や役割分担等について紹介がなされた。

トークセッション

- ・岩本氏、岩美高校、智頭農林高校、日野高校の各代表生徒及び魅力化コーディネーターが参加した。
- ・「自分にどんな成長があったか」などの質問に生徒が大喜利形式で回答した。生徒からは、「地域の人の優しさや地域課題に触れ、学校や地域の活性化に取り組む意欲が増した」、「地域課題等の要望に対する行政の対応は遅いので自分たちが取り組まなければならない」などの発言があった。
- ・日野町魅力化コーディネーター 稲田氏の「地域の外へ出さないようにするのではなく、魅力ある人材に育てられれば、外に出ても周囲の人を惹きつけて、取り込んで、また地元へ帰ってきてくれるのではないか」という発言には会場から大きな共感が得られていた。

(6) その他

- ・当日の様子をアーカイブ動画として一定期間、インターネット上で配信する予定。

<当日の様子>



岩本氏の講演



取組発表



トークセッション

2 「専門高校魅力発信フェア」について

中学生及び保護者等へ専門高校の魅力発信し、参加各校の学びの特色等について、理解を深めてもらうことなどをねらいとして、「専門高校魅力発信フェア」を開催しました。

(1) 開催目的

専門高校等における地域産業との協働による学びの特色や成果を広く県民に周知するとともに、学校と地域の連携による、ふるさとへの愛着や誇りを高める教育の一層の充実につなげる機会とする。

(2) 開催日時

令和5年8月19日(土) 13:00～16:30

(3) 開催場所

鳥取県立倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町212-5)

(4) 来場者数

250名(一般来場者、関係者・発表者等を含む)

(5) 実施内容

ステージによるイベント(小ホール)

取組事例の紹介・報告

・鳥取湖陵高校、境港総合技術高校、琴の浦高等特別支援学校における、地域産業等と連携・協働による学び、課題研究等の取組事例の紹介がなされた。また、米子市立後藤ヶ丘中学校の総合的な学習の時間における、地元企業と連携した課題解決型学習の取組について紹介された。

即興書家 TADA 氏と専門高校生の対談

・鳥取商業高校、倉吉農業高校、米子工業高校より各1名の生徒が参加した。

・「専門高校あるある」、「専門高校を選んだ理由」、「将来の夢」等をお題に、生徒たちが各専門高校の魅力等について、自らの経験等を踏まえ、生の声を会場に届けた。

・「鶏が大好き」で県外から倉吉農業高校に入学した生徒からは「教室が獣の匂いがする」といった学校生活が伝わる発言や、建築士を目指している生徒からは「入学したのは建築の勉強をしたかったから」など、学びの魅力が伝わる率直な発言に会場が盛り上がった。

ブース等によるイベント(アトリウム、リハーサル室、各セミナールーム)

パネル展示、体験教室、説明、質疑・応答、各高校及び連携企業等による実習品・食品等の販売

【参加校】

鳥取商業高校、鳥取工業高校、鳥取湖陵高校、智頭農林高校、倉吉農業高校、倉吉総合産業高校、米子南高校、米子工業高校、境港総合技術高校、琴の浦高等特別支援学校、まなびの森学園

・倉吉農業高校の青パイア、米子南高校の調理パン等の実習品は生徒たちの熱心な販売活動もあり、完売した。

・鳥取工業高校のドローン、鳥取湖陵高校のラジコンカーなどの体験教室は順番待ちが出るなど、盛況であった。

・課題研究等で各高等学校と連携・協力している企業によるピザやタコス、スイーツ販売などの飲食ブースも多くの来場者が利用するなど、フェアを盛り上げた。



<当日の様子>



TADA 氏と専門高校生の対談



実習・加工品等の販売



体験教室

企画展「勾玉の世界」の開催について

令和5年9月20日
博 物 館

当館所蔵の重要文化財子持勾玉をはじめ、各地の個性的な勾玉を集め、広くて長い勾玉の歴史を紹介する展覧会を開催しますので、その概要を報告します。

- | |
|--|
| 1 会期
令和5年10月7日(土)から11月12日(日)まで(36日間)
〔休館日：10月23日〕 |
| 2 会場
鳥取県立博物館 第1・第2特別展示室 |
| 3 主催
勾玉展実行委員会(鳥取県立博物館、山陰中央テレビジョン放送株式会社) |
| 4 観覧料
一般700円(前売・団体・70歳以上500円)
(大学生以下、学校教育活動での引率者、障がいのある方・難病患者の方・要介護者等及びその介護者は無料) |
| 5 関連事業
滑石を素材とした勾玉づくりやギャラリートークなどの関連イベントを実施 |

<概要>

縄文時代に生まれた勾玉は、その後の長い歴史の中で形や素材のリニューアルを繰り返すことにより、新たな魅力が加えられていきました。一方で祭祀専用の勾玉が生み出されるなど、さまざまなニーズに対応することにより、勾玉は単なる装身具としてだけでなく、多様な性格を帯びたアイテムとして現代まで受け継がれてきました。

本展ではこうした勾玉のもつ多様な側面に焦点をあて、当館所蔵の重要文化財子持勾玉をはじめとする各地の個性的な勾玉も紹介しながら、古代から現代人をも魅了してやまない勾玉の魅力を紹介します。

<主な見どころ>

- ・魏志倭人伝に記載のある伊都国の王が身に着けていた美しいヒスイ製の勾玉。
- ・人物埴輪としては屈指の出来栄で、勾玉を多数連ねた首飾りを纏う重要文化財群馬県塚廻り3号埴輪出土の人物埴輪。
- ・昭和27年に琴浦町で出土して、最近奈良国立博物館所蔵であることが明らかとなった子持勾玉が約70年ぶりに里帰り。
- ・当館所蔵の親玉が2つ連なった重要文化財子持勾玉の唯一の類例となる大阪府下トンボ山古墳の子持勾玉とのそろい踏み。

令和5年度全国高等学校総合体育大会の結果について

令和5年9月20日
体育保健課

令和5年度全国高等学校総合体育大会（夏季大会）北海道大会に参加した本県選手団の成績について報告します。

- 1 開催期間 令和5年7月21日（金）から8月21日（月）まで
- 2 開催地
 - ・全日制大会 北海道ブロック及び山形県、栃木県、和歌山県
 - ・定通制大会 東京都及び神奈川県
- 3 選手団 33競技：総合計611名
（選手：480名、監督・引率：128名、本部役員：3名）
- 4 結果概要
 - （1）弓道 女子団体戦で倉吉西高等学校が9年ぶり2度目の優勝
 - （2）飛込 佐々木音華選手（米子東3年）が女子高飛込で2年連続優勝、女子飛板飛込で2位、学校対抗得点で優勝
 - （3）相撲 鳥取城北高等学校が団体戦で2位
個人戦で西村和真選手（鳥取城北1年）が2位
 - （4）ボクシング 川端響喜選手（米子3年）が男子ミドル級で2位
 - （5）自転車 相見涼花選手（倉吉西3年）が、女子500mタイムトライアルで2位
 - （6）陸上 森澤知慶選手（鳥取西3年）が、男子やり投で3位

5 入賞者（8位以内）一覧【網掛は3位以内】

団体6種目、個人11種目の入賞（8位以内）がありました。

競技名	種目	順位	名前	高等学校名	備考
弓道	女子団体	優勝	ありさわ ゆうら 有澤侑楽	倉吉西	9年ぶり2度目の優勝
			さかい みゆう 酒井心優		
			にしむら ゆな 西村有花		
			いかだつ りん 筏津 凛		
			いくた あずみ 生田愛澄		
水泳（飛込）	女子高飛込	優勝	ささき おとほ 佐々木音華	米子東	2年連続優勝
	女子飛込学校対抗得点	優勝		米子東	2年連続優勝
	女子飛板飛込	2位	ささき おとほ 佐々木音華	米子東	

競技名	種目	順位	名前	高等学校名	備考
相撲	団体	2位	にしむらかずま 西村和真 まつだ てん 松田 天 こばやしうめ た 小林梅太 ふじむらりゅうざぶろう 藤村隆三郎 ムンフビルグーン	鳥取城北	
	個人	2位	にしむらかずま 西村和真	鳥取城北	
ボクシング	男子ミドル級	2位	かわばたひびき 川端響喜	米子	
自転車競技	女子500m タイムトライアル	2位	あいみすずか 相見涼花	倉吉西	
陸上競技	男子やり投	3位	もりさわともりのり 森澤知慶	鳥取西	
ホッケー	男子団体	5位		八頭	
レスリング	女子74kg級	5位	なかのさくら 中野咲羅	鳥取東	
弓道	男子団体	5位	いわせふみや 岩瀬史也 もりたゆうご 森田侑吾 いしかわかいり 石川快湊 みふねごうき 美船豪輝 むらやまかのん 室山翔音	倉吉西	
ボート	女子 舵手つきクォドルプル	5位	たにくち はる 谷口 晴 ほそやのどか 細谷和夏 まえたあかり 前田明星 もうり はな 毛利芭奈 はらた ゆう 原田 優	鳥取東	
水泳(競泳)	男子200mバタフライ	5位	うえすぎりょうい 上杉了以	米子北	
自転車競技	女子個人ロード・レース	6位	きたなかなるみ 北中成実	倉吉西	
自転車競技	女子2kmインディヴィデュアル・パーシュート	6位	きたなかなるみ 北中成美	倉吉西	
自転車競技	女子2kmインディヴィデュアル・パーシュート	8位	たなかひかる 田中輝	倉吉西	

令和5年度全国中学校体育大会の結果について

令和5年9月20日
体育保健課

令和5年度全国中学校体育大会に参加した本県選手団の成績について報告します。

- 1 開催期間 令和5年8月17日(木)から8月26日(土)まで
駅伝・スキー等は別日程で冬に開催
- 2 開催地 四国ブロック
- 3 選手団 8競技
団体 : 9チーム(男子:4チーム、女子5チーム)
総人数: 85名 (男子:43名、女子:42名)
- 4 結果概要
(1)相撲 団体戦で鳥取相撲クラブが3位
(2)陸上 だいもと じゅいき 大本 寿以喜選手(米子北斗中3年)が、男子1500Mで3位
- 5 入賞者一覧【網掛は3位以内】
団体1種目及び個人1種目の入賞がありました。

競技名	種目名	氏名	所属	順位
相撲	団体	<small>おむら じんぎ</small> 小村 仁義 <small>なかじま ゆうと</small> 中嶋 悠斗 チョローンバトル・ サンチルガリデ <small>かわもと まさや</small> 河本 優也 ウルゼーヒシグ・ ハシマラガタ	鳥取相撲クラブ	3位
陸上	男子1500M	<small>だいもと じゅいき</small> 大本 寿以喜	学校法人翔英学園 米子北斗中学校	3位

鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画の策定について

令和5年9月20日
体 育 保 健 課

本年8月に「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を策定しましたので報告します。

策定の趣旨

少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況となっていることや活動経験の無い教員が顧問として指導することや休日に開催される大会等の引率や役員としての参画等、部活動における負担が大きくなっており、国が令和5年度から令和7年度の3年間を「改革推進期間」として位置付け部活動改革の取組を推進していくことから、「改革推進期間」における県内の市町村が部活動の地域連携・地域移行の取組が推進されるよう策定した。

推進計画の概要

基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 休日に活動している部活動について、地域連携・地域移行の取組を推進する。
- (2) 平日は、基本的に学校部活動として実施する。
- (3) 部活動改革は、「地域移行型」(1)を基本とし、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、学校や地域の実情に応じて「拠点校(合同部活動)型」(2)、「地域連携型」(3)といった新しい部活動の形態により、生徒の活動機会を確保しながら、「地域移行型」への取組を推進する。

- (1) 地域移行型とは、休日の学校部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものであり、その運営主体は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金については、運営主体の自己財源での対応となる。
 - (2) 拠点校(合同部活動)型とは、指導できる教員や外部の指導者がいる部活動を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するものであるため、指導者(部活動顧問)への謝金は、教員特殊業務手当となる。拠点校は、中学校に限らず、高等学校となることもある。
 - (3) 地域連携型とは、学校部活動に地域(外部)の指導者を配置して教員が指導に携わらなくてもよい環境を構築するもの。指導者は、部活動指導員や外部指導者となり、指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

2 地域クラブの考え方

- (1) 「地域移行型」における「地域クラブ」は、ア～エの要件を満たしていることを基本とする。
 - ア 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。
 - イ 国ガイドラインを遵守した活動を実施している。
 - ウ 学校部活動の教育的意義や目的を継承した活動を実施し生徒の人間形成に寄与することを目的とする。
 - エ 中学校体育連盟主催大会に出場の認定要件を満たしている。(文化芸術クラブは除く)「地域移行型」の地域クラブの単位は、同一市町村内の生徒を対象とし、平日に学校で実施している部活動を単位とする。ただし、単独の学校又は市町村で活動を維持・継続することが困難な場合は、複数校又は市町村を越えての地域クラブ設置について当該校及び当該市町村で協議し、互いに同意した場合は可とする。

- (2) 市町村が運営に関わらない地域クラブが「地域移行型」の地域クラブとして中学校の休日の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請をする。
 - (3) 申請があった地域クラブ等について市町村及び学校は、要件ア～エについて確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と学校で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動の休日の部活動を行わないこととし、休日の活動の場として市町村から地域クラブへ依頼する。
- 3 部活動及び教職員の考え方
- (1) 部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動などの取組により、休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくて良い環境の構築に可能な限り努める。
 - (2) 休日に地域クラブでの指導を希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブの指導者又は、地域クラブに指導者を派遣する団体に登録し、地域クラブの指導者として指導にあたる。
- 4 今後の部活動の在り方
- (1) 平日の部活動の地域連携・地域移行については、令和7年度までの県内の地域連携・地域移行の進捗状況及び国の動向を踏まえて、令和8年度以降に改めて方針を検討し、市町村へ示す。
 - (2) 令和5年度は市町村における方向性について検討を行い、令和6年度以降、準備が整った市町村、学校、種目等から取組を推進していく。

県及び市町村の役割

1 県の役割

- (1) 各関係機関と連携を図りながら、市町村の取組を支援する。
- (2) 市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行う。

2 市町村の役割

- (1) 市町村内の関係機関と連携して取組を推進する。
- (2) 令和5年度中に、協議会等を設置し、県の推進計画を参考にしながら、方針、具体的な取組、スケジュールを検討し、取組を推進する。

具体的な取組方策

- 1 地域における地域クラブ等の整備充実
- 2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保
- 3 地域における施設の確保
- 4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減
- 5 活動における保険の在り方
- 6 活動における費用負担の在り方
- 7 地域クラブへの支援
- 8 高校入試への対応
- 9 移動に係る支援
- 10 その他

上記1～10に係る課題等について、市町村と連携して対応策を検討・研究する。

鳥取県公立中学校等における部活動の
地域連携・地域移行に向けた推進計画

鳥取県教育委員会
令和5年8月

はじめに

中学校等（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）における部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、責任感、連帯感の涵養や好ましい人間関係の形成など、生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義が高く、生徒の成長だけでなく学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献するなど中学校教育を支えてきました。

しかしながら、部活動を巡る状況は、近年、少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況が起こっており、特に運動部では、団体競技において単独でチームを組むことができない学校が増加しています。

また、活動経験のない教員が顧問として指導すること、休日の部活動の指導や大会・発表会への引率、運営への参画など、中学校等教員の献身的な支えにより部活動を維持・継続してきましたが、部活動指導が時間外業務時間の主な要因で負担となっていることも指摘されているなど、多くの課題や問題が起こっています。

こうした状況を踏まえ、令和2年9月に国は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示しました。

また、令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）を策定し、学校部活動の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

部活動改革に係る国の方針を受けて、令和3年度に県教育委員会では、令和5年度以降の本県における中学校及び高等学校の運動部の在り方について検討することを目的に、「鳥取県運動部活動在り方検討会」を設置し課題整理や方向性の検討を行ってきました。しかし、令和4年12月に示された国ガイドラインで地域連携・地域移行の対象が公立中学校とされたことから、運動部だけでなく文化部も含めた公立中学校の部活動の地域連携・地域移行の在り方について検討を行うために令和4年度の2回目から「鳥取県部活動在り方検討会」と名称を改め検討を行っており、現在まで6回の検討会を開催してきました。

この度、令和5年度から令和7年度までの国の「改革推進期間」における県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域移行が推進されるよう、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。本推進計画は現段階の状況のものであり、今後も状況に応じて改訂をしていくとともに、市町村の取組における課題や問題に対し個別に対応していきます。

市町村においては、本推進計画を参考に各市町村における推進計画を策定していただき、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境を確保するとともに、教員の負担軽減につながる取組を推進していただくようお願いします。

令和5年8月

鳥取県教育委員会

I 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 休日に活動をしている部活動について、地域連携・地域移行の取組を推進する。ただし、地域移行については、地域において生徒の活動機会が確保できる部活動から行うものとする。なお、地域の状況に応じて、地域連携・地域移行の時期を調整することも可能とする。（例えば、市町村において、管内全ての中学校等の時期を合わせる 等）
- (2) 平日の活動については、基本的に教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動の機会を確保する。
- (3) 本県における公立中学校等の部活動改革は、単純に休日に活動する部活動を地域での活動に移行することではなく、これまで中学校等を中心に維持してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる休日の環境を、学校教育関係者と地域の関係者が連携して学校または地域に構築していくことにより、生徒が活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していく。
- (4) 本県における部活動改革は、「地域移行型」を基本とするが、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「拠点校（合同部活動）型」、「地域連携型」といった新しい部活動の形態により、生徒の活動の機会を確保しながら、「地域移行型」への取組を推進する。

※地域移行型とは、休日の学校部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものであり、その運営主体は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金については、運営主体の自己財源での対応となる。

※拠点校（合同部活動）型とは、指導できる教員や外部の指導者がいる部活動を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するものであるため、指導者（部活動顧問）への謝金は、教員特殊業務手当となる。拠点校は、中学校に限らず、高等学校となることもある。

※地域連携型とは、学校部活動に地域（外部）の指導者を配置して教員が指導に携わらなくてもよい環境を構築するもの。指導者は、部活動指導員や外部指導者となり、指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

2 地域クラブの考え方

- (1) 「地域移行型」における「地域クラブ」は、以下の要件ア～エを満たしていることを基本とする。

ア 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。

イ 国ガイドラインを遵守した活動を行っている。

ウ これまで学校の部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承し活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。（例えば、勝利至上主義を目的としていない等）

エ 中学校体育連盟主催大会に出場の認定要件を満たしている。（文化芸術クラブは除く）

- ※「地域移行型」の地域クラブの単位は、同一市町村内の生徒を対象とし、平日に学校で実施している部活動を単位とする。ただし、単独の学校または市町村で活動を維持・継続することが困難な場合は、複数校若しくは市町村を越えての地域クラブ設置について当該校及び当該市町村で協議し、互いに同意する場合は可とする。

- (2) 市町村が運営主体ではない場合や市町村が運営を委託していない等、市町村が運営に関わらない地域クラブが「地域移行型」の地域クラブとして中学校の休日の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請をする。
- (3) 申請があった地域クラブ等について市町村及び学校は、上記（1）の要件ア～エについ

て確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と学校で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動の休日の活動を行わないこととし、休日の活動の場として市町村から地域クラブへ依頼する。

3 部活動及び教職員の考え方

- (1) 休日の活動を直ちに地域へ移行することが困難な場合は、地域での活動となるまでの間は、学校の部活動を存続して生徒の活動の機会を確保する。ただし、その場合、部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動などの取り組みを通して休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努める。
- (2) 休日に教員が部活動指導を行う場合の指導時間については、各市町村立学校職員の「勤務時間の上限に関する方針」の範囲内で指導にあたる。

ア 1か月の時間外業務時間が45時間以内

イ 年間の時間外業務時間が360時間以内

- (3) 休日に地域クラブでの指導を希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブの指導者または、指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ）からの要請に基づき、地域クラブの指導者として中学生の指導にあたる。ただし、勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブの代表者になることはできない。なお、勤務校以外の生徒や小学生、高校生等の他校種の児童生徒を対象としている場合は、代表者となることができる。

ア 有償で指導する場合

県教育委員会が定めた基準を参考に市町村教育委員会が従事可能な地域クラブかどうかの判断を行い、兼職兼業または営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。ただし、教職員が勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブの代表者として運営に従事することは部活動との切り分けが困難であるため不可とする。

イ 無償で指導する場合

兼職兼業または営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等への事前の相談・了承は、必ずしも必要としない。ただし、学校運営に支障がなく、教職員としての信用を失墜させるようなことがないようにする。

4 今後の部活動の在り方検討

- (1) 令和5年度から令和7年度末までの3年間を「改革推進期間」として位置づけ、県、市町村及び関係団体が連携して地域連携・地域移行に取り組む。なお、県として一律の完了の期限は設けないこととする。
- (2) 平日の部活動の地域連携・地域移行については、令和7年度末の県内の休日の地域連携・地域移行の進捗状況及び国の動向を踏まえながら、令和8年度以降に改めて方針を検討し、市町村に示す。
- (3) 令和5年度は、各市町村において市町村内の現状把握（指導者、中学生の受け入れが可能な団体等の状況）、課題や問題点の洗い出しを行い方向性等について検討を行う準備の年度とする。
- (4) 令和6年度以降、地域連携・地域移行に向けた準備が整った市町村、学校、種目等から取組を推進していくこととする。
- (5) 各市町村における地域連携・地域移行の取組によって明らかとなった課題や問題点等への方策について、県、市町村及び中学校等が連携して検討・研究していく。

Ⅱ 県及び市町村の役割

1 県の役割

- (1) 県は、本推進計画を踏まえ、市町村の地域連携・地域移行に向けた取組を県教育委員会、県地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、県スポーツ・文化芸術関係団体が連携して部活動の地域連携・地域移行に係る課題・問題点等へ対応するために、定期的に情報共有や課題等の対応方策の検討を行い支援する。
- (2) 県は、必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等へ参加し指導・助言を行う。
- (3) 県は、各圏域内の市町村が情報共有できる機会の確保について支援する。
- (4) 県は、市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行う。
- (5) 中学校体育連盟主催大会参加クラブの認定の在り方については、今後、中学校体育連盟と県で協議していく。

2 市町村の役割

- (1) 市町村は、教育委員会、地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、市町村スポーツ・文化芸術関係団体等が連携し、各地域の状況に応じて地域連携・地域移行の取組を推進する。
- (2) 市町村は、域内の関係者等による協議会等を令和5年度中に設置し、本推進計画を参考に市町村における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係機関と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域の状況によっては東・中・西部などの圏域単位等、市町村単位以外での設置も考えられる。
- (3) 中学校等は、校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、学校における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係者と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域の状況に応じて複数校や市町村の協議会と合わせての設置も考えられる。

Ⅲ 具体的な取組方策

1 地域における地域クラブ等の整備充実

- (1) 市町村及び中学校等は、部活動の地域移行の中心となり得る地域クラブ等がある場合は、地域クラブと連携を図りながら地域移行の取組の在り方を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
- (2) 市町村及び中学校等は、部活動の地域移行の中心となり得る地域クラブ等がない場合は、地域、PTA、地域学校協働本部、保護者会、OB・OG会、競技団体等（文化芸術団体含む。以下同じ。）若しくは、民間企業等との連携等、それぞれの地域の状況に応じて、対応を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
- (3) 単独の市町村で地域移行の中心となり得る地域クラブの整備が難しい場合には、近隣の市町村と連携することも有効であることから、状況に応じて検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。

2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保

- (1) 市町村教育委員会は、休日に地域での指導を望む教職員が、地域クラブの指導者として従事できるよう、国から示された『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和3年2月）及び取扱いの手引き（令和5年1月）なども参考に兼職兼業の取扱いを整理する。
- (2) 県は、競技団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努めるとともに休日のスポーツ・文化芸術指導を望む教職員等を指導者として、登録・管理し指導者の派遣を行う指導者人材バンクを構築する。なお、指導者人材バンクの運営方法等については、競技団体等の意見を参考に、令和5年度中に決定する。
- (3) 休日に地域クラブでの指導を希望する教員は、地域クラブの指導者又は指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ）からの要請に基づき、地域クラブの指導者として中学生の指導にあたる。
- (4) 人材バンクの登録の対象は、地域での指導を希望する住民等の他、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教職員（OBを含む）及び、部活動指導員・外部指導者、県・市町村職員も対象とする。
- (5) 県及び市町村は、地域クラブの指導者の質の確保に向けて、関係団体と連携して指導者研修会等を開催する。
- (6) 市町村は、現在、部活動指導員や外部指導者を配置している部については、休日の地域クラブの指導者としての協力も検討する。

3 地域における施設の確保

- (1) 市町村は、部活動の地域移行を目的とした地域クラブが学校施設を利用する場合は、一般の学校開放の利用団体より優先利用とするか検討する。
- (2) 市町村は、部活動の地域移行を目的とした地域クラブが学校施設や社会体育・教育施設を利用する場合は、他の社会スポーツ・文化芸術クラブより低廉な価格又は減免とするか検討する。
- (3) 市町村は、部活動の地域移行の推進により学校施設の利用が増加することで学校の負担が増える可能性があるため、学校施設の管理の在り方（例えば、指定管理者制度の導入や管理業務の委託等）について検討する。
- (4) 市町村は、部活動の地域移行を目的として中学生を受け入れて活動を行う民間事業者が学校施設を利用できるよう、規則等で制限がある場合や使用料が高額の場合は、低廉な価

格での利用を可能とするか規則の改正も含めて検討する。

4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減

- (1) 学校又は地域クラブのどちらの所属から大会等へ参加をするかについては生徒が判断する。なお、選択した出場所属の年度途中での変更については、各学校体育・文化団体が定める規程に則って行う。
- (2) 生徒引率については、大会等主催団体が定める引率規程に則って行う。
- (3) 県は、中学生年代を対象とした競技団体（文化芸術含む）主催の大会等における参加単位において、学校単位を要件としないことの検討を競技団体へ要請する。

5 活動における保険の在り方

- (1) 地域クラブの活動は、学校教育活動としての活動ではないため、独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復、ケガや事故等の発生への対応のため、保険加入を推奨とする。
- (2) 保険加入に係る費用については、加入者の負担とする。

6 活動における費用負担の在り方

- (1) 地域クラブの活動に必要な経費については、原則、受益者負担とする。
- (2) 経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブでの活動に参加する場合に、参加に係る費用の支援方策については、国の動向を確認すると共に、県及び市町村において検討・研究する。

7 地域クラブへの支援

- (1) 地域クラブの運営は、原則参加者等からの活動に係る会費等の収入を財源としての運営とする。
- (2) 公立中学校等の部活動の地域移行を目的として活動する地域クラブに対しての支援の在り方について県及び市町村において検討・研究する。
※支援の対象となる地域クラブについては、「Ⅰ 基本方針 2 地域クラブの考え方(1)」で規定する「地域移行型」の地域クラブとする。

8 高校入試への対応

- (1) 当分の間、部活動と地域クラブで活動する生徒が、混在した状況で高校入試が実施されることとなるため、中学校等は、部活動を行っていない生徒の地域団体等での活動状況の把握に努める。
- (2) 中学校等が全てを把握することは困難であるため、生徒又は保護者から申告をしてもらうなど、各学校の状況に応じて把握を行う。内容については大会への参加や成績を証明するもの（参加したプログラム、賞状等の写し）で確認することとし、中学校等は、事前に生徒及び保護者へ地域クラブでの活動記録の申告について周知する。
- (3) 中学校等は、高校入試における、部活動を行わず地域クラブでの活動を行っている生徒の活動の記録等の調査書等への記入については、生徒に不利とならないよう配慮して記載する。
- (4) 地域クラブは、所属する生徒の活動の記録を生徒及び保護者からの求めに応じて中学校へ提供をする。

9 移動に係る支援

- (1) 地域クラブの活動への参加に係る移動は、参加する個人で対応するものとする。

- (2) 「拠点校（合同部活動）型」及び「地域連携型」で実施される活動への参加に係る移動は、基本的に参加する個人で対応するものとする。
- (3) 「拠点校（合同部活動）型」及び「地域連携型」で実施される活動への参加にあたり、個人での移動が困難な生徒への対応について、県及び市町村において検討・研究する。

10 その他

- (1) 市町村教育委員会及び学校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること及び今後の地域連携・地域移行の推進を踏まえ、部活動を全員加入としないことを検討する。
- (2) 「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、市町村教育委員会又は市町村校長会が主体となって実施し、その活動は部活動として位置付けて行う。また、拠点校ではない学校の顧問や教職員の引率は不要とする。なお、中学校体育連盟主催大会への参加については、県中学校体育連盟の規程に準じて参加する。
- (3) 中学校等と地域クラブ（部活動の地域移行先として認定された地域クラブに限る）は、指導方針や生徒の状況等について情報共有を図り、連携して生徒の指導にあたる。

参考

1 中学校及び部活動を取り巻く状況の変化

- (1) 中学校の生徒数の減少数が加速するなど深刻な少子化が進行し、部活動を維持・継続することが難しくなっている。

区分		生徒数	教員数	学校数	出生数
国	昭和 61 年	約 589 万人	約 28 万人	10,517 校	約 158 万人
	令和 4 年	約 293 万人	約 23 万人	9,164 校	約 79 万人
鳥取県	昭和 61 年	28,518 人	1,442 人	60 校	7,342 人
	令和 4 年	14,473 人	1,353 人	56 校	3,736 人

<運動部に入部している生徒の数>

区分	平成 13 年度	令和 4 年度
国	約 263 万人	約 187 万人
鳥取県	16,486 人	10,454 人

- (2) 活動経験のない教員が顧問として指導せざるを得なかったり、休日を含めた運動部活動の指導を求められたりするなど、教員にとって大きな業務負担となっている。

<学校運動部活動指導者の実態に関する調査の抜粋（日本スポーツ協会令和 3 年度調査）>

「担当教科が保健体育ではない」かつ「現在担当している運動部活動の競技経験がない」教員は、中学校で 26.9%、高等学校で 25.3%となっている。さらに上記に該当する教員のうち中学校で 35.9%、高等学校で 31.5%が、「自分自身の専門的指導力の不足」を課題としている。この結果により、前回調査時に引き続き、現在担当している競技の専門的指導力の不足を感じている教員が一定数存在する実態が明らかとなった。

2 国の動向

(1) これまでの動き

- ア (運動・文化) 部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
(運動部：平成 30 年 3 月スポーツ庁、文化部：平成 30 年 12 月文化庁)

学校と地域が協働、融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備を進めることが示された。

- イ 中央教育審議会の答申（平成 31 年 1 月）

地域の環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

- ウ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を発売
(令和 2 年 9 月：文部科学省、スポーツ庁、文化庁)

- ・令和 5 年度から、中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動へ移行
- ・休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動指導に従事しない環境の整備
- ・引き続き休日の指導を望む教員の取扱いについては、教員としての立場ではなく兼職兼業の許可を得た上で地域の指導者としての立場で従事するための取扱いを整理
- ・段階的な地域移行に向けた実践研究を委託事業として令和 3 年度から実施
- ・大会等の在り方の検討（大会参加要件等の検討及び大会数の精選）

- エ 検討会議の設置（令和 3 年 10 月：スポーツ庁、令和 4 年 2 月：文化庁）

(ア) 8 回にわたり開催。

(イ) 第 8 回の検討会（令和 4 年 5 月 31 日）にて、提言をまとめる。

(ウ) 令和 4 年 6 月 検討会議からスポーツ庁に対して提言を提出。

(エ) 令和 4 年 8 月 検討会議から文化庁に対して提言を提出。

(2) 総合的なガイドラインの策定（令和4年12月27日付通知）

<策定の趣旨>

これまで、部活動改革に段階的に取り組んできたが、令和4年6月及び8月の検討会議の提言等を踏まえ、学校部活動の適正な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むため、平成30年に策定した「運動部活動及び文化部活動の両ガイドライン」を全面的に改訂し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定。

(3) 国の部活動改革の趣旨

ア 学校部活動の地域連携や地域移行は、将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するために重要であること。

イ 地域クラブ活動は、地域の運営団体・実施主体が行うことになる一方、生徒の望ましい成長のため、学校との連携が重要であること。

ウ 生徒のスポーツ・文化芸術環境をめぐる状況は、地域によって異なるため、運営団体・実施主体の在り方をはじめ、地域クラブ活動の整備方法等は地域の実情に応じた多様な方法があることや、学校部活動の地域連携から取り組むなど段階的な体制整備を進めることが考えられること。

(4) 国の方向性の変更点

ア 令和5年度から令和7年度までを「改革集中期間」として3年間で中学校の部活動を地域へ移行するとしていた計画を令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」と位置付け、国として地域移行の完了時期は設定せず、早期に地域への移行を目指すこととされた。

イ これまで、地域移行のみとしていた休日の部活動の形態について、地域連携も含め部活動として実施しつつ、地域人材の活用（部活動指導員、外部指導者の配置等）により、休日の部活動に教員が従事しなくてよい環境を構築しながら地域への移行を推進していくことも可能となった。

※今回の方向性の変更については、地域移行を行わなくてもよいということではなく、地域によって環境や状況が様々であり、一律に推進をしていくことが困難であることから、国としての完了目標を設定しないこととしたものである。

※「休日の部活動指導が本来、教員の業務ではない」という方針に変更はなく、地域移行が完了するまでの間も部活動指導員や外部指導者の配置、合同部活動の実施等の取組により教員の負担軽減を図る必要がある。

3 県の動向

(1) 運動部活動在り方検討会の設置

ア 令和3年度は3回（8月、12月、3月）、令和4年度は2回（8月、3月）実施。

イ 当初は、高校も同様に地域移行を推進することとなっていたため、高校関係者、中学校関係者、スポーツ団体、PTA、組合関係者、県スポーツ部局を委員として設置した。

ウ 国が地域移行の対象を公立中学校としたことにより、令和4年度の2回目（3月）から、学校関係者としての委員を中学校に限定するとともに、新たに文化芸術関係者を委員に加えて開催した。

(2) 検討状況の説明会を実施（令和4年9月～11月）

ア 市町村長及び市町村教育委員会へ説明

イ 県中学校長会へ説明

ウ P T A研修会での説明

(3) 中学校の運動部に関する競技団体へのヒアリングを実施（令和4年5月）

ア 県陸上競技協会、県水泳連盟、県サッカー協会、県バレーボール協会、県バスケットボール協会、県ハンドボール協会、県ソフトテニス協会、県卓球連盟、県柔道連盟、県バドミントン協会と実施

イ 指導者派遣等について

ウ 競技団体としての対応について

エ 大会運営について

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

教育委員会事務局

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
教育センター	県立教育センター 本館外壁等改修工事	鳥取市 湖山町	株式会社ジューケン 代表取締役 加藤 辰宏	136,620,000円 (予定価格) 148,280,000円	令和5年9月1日 ~ 令和6年3月11日	令和5年9月1日	制限付 一般競争入札 (3社)